

平成 19 年 5 月 10 日

各 位

会 社 名 株式会社フュートレック
代表者名 代表取締役社長 藤木 英幸
(コード 2468 東証マザーズ)
問合せ先 取締役管理グループ長 池田 三春
(TEL 06-4806-3112)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 19 年 5 月 10 日開催の取締役会において、「定款の一部変更の件」を平成 19 年 6 月 22 日開催予定の第 7 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせします。

記

1. 変更の理由

社外取締役、社外監査役が期待された役割を十分に発揮できるように、会社法第 427 条の定める社外取締役及び社外監査役の責任限定制度に基づき、定款に第 22 条（社外取締役の責任限定契約）、第 34 条（社外監査役の責任限定契約）の規定を新設するものであります。尚、第 22 条の規定の新設に関しましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 条～第 21 条（条文省略） （新設）	第 1 条～第 21 条（現行どおり） <u>（社外取締役の責任限定契約）</u> 第 22 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が定める額とする。
第22条～第32条（条文省略） （新設）	第23条～第33条（現行どおり） <u>（社外監査役の責任限定契約）</u> 第 34 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が定める額とする。
第33条～第43条（条文省略）	第35条～第45条（現行どおり）

以上